

紙資源の回収をする団体に奨励金を交付 集団資源回収奨励金交付制度を開始

限りある資源を有効に利用するためには、市民の皆さんの協力が必要です。現在、多くの団体に資源回収活動に取り組んでいただいております。リサイクルの推進に大きな役割を果たしています。市は、この取り組みを支援し、リサイクルの一層の促進を図ることを目的に、集団資源回収奨励金交付制度を開始します。

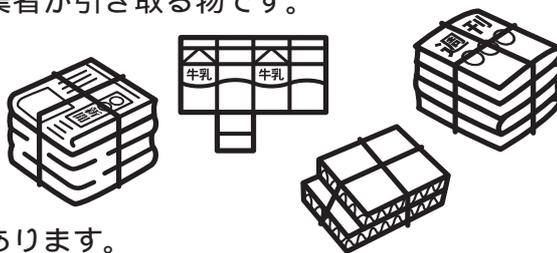
集団資源回収奨励金制度とは

集団資源回収を行う団体が集めた紙類を回収業者が引き取った量に応じて、市が団体に奨励金を交付する制度です。

対象となる資源物

奨励金の交付対象となる資源物は、紙類で回収業者が引き取る物です。

- ▶新聞、チラシ ▶雑誌、カタログ
- ▶包装紙 ▶紙袋 ▶はがき ▶ノート
- ▶手紙 ▶カレンダー ▶ダンボール
- ▶ティッシュやお菓子の箱 ▶紙パック
- ▶トイレトペーパーの芯



この他にも回収業者によっては対象となる物もあります。

奨励金の交付には、団体の登録が必要です 4月2日(月)から受付開始

奨励金の交付申請の方法は、登録申請時にお知らせします。

申請方法 市廃棄物対策課に置いてある申請書に必要事項を記入し、持参または郵送

提出先 ☎068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所廃棄物対策課

対象団体 町会(自治会)、子ども会、女性部、老人クラブ、PTA等の営利を目的としない団体

5月31日(木)までに登録を申請すると、4月1日(日)以降に回収した分からの奨励金を交付します。

奨励金の交付金額

回収量 1 kgにつき 2 円を交付します。

なお、奨励金は、半年ごとにまとめて交付します。

集団資源回収を行うことで

- 地域のコミュニティづくりに役立ちます。
 - ・奨励金の有効活用
 - ・地域住民相互の連携と親睦
 - ・分別やリサイクルに対する意識の育成
- 資源の有効利用になります。
 - ・資源や自然の保護
 - ・エネルギーの節減
- ごみの減量につながります。
 - ・ごみ処理費用の節減
 - ・最終処分場の延命化

皆さんで集団資源回収に取り組みましょう

問合せ先 市廃棄物対策課

奨励金交付までの流れ

